



日医工医業経営研究所 + 北陸銀行

MEDICAL PRACTICE SEMINAR

NO.3

医療行政・経営情報から金融税制に関する情報まで、
医業に関する様々な情報を伝えします。

2014年度診療報酬改定の 背景にある社会保障政策

 日医工医業経営研究所

社会保障政策は、企業や団体などの利害関係者や議員の都合、また政権交代によって左右されることがあってはいけません。将来を予測しそれに向けて適切な準備を進めることに慣れがってもいけません。

そこで15名の大学教授などにより作成された社会保障政策を検討する会議として、民主党政権時の2012年11月に始まったのが社会保障制度改革国民会議です。その後政権交代時にも会議が継続され2013年8月に最終報告書が安倍首相に提出されました。政府はその提言を受けて今後の社会保障政策を進めるための手順を決め、必要な法改正のスケジュールなどを決めた「プログラム法」[表]を成立させています。

これからの社会保障政策はそのプログラムに沿って進められます。

社会保障政策は「少子化対策」「医

療」「介護」「年金」の4つに大きく分けられます。医療については保険制度や医療法人制度改革などについて提言されていますが、特に診療報酬改定に影響を与えるテーマが「病院完結型から地域完結型へ」です。の中でも「地域医療ビジョンと病床機能報告制度」は病床再編に、「地域包括ケアシステムの構築」は在宅医療推進として、2014年度診療報酬改定に影響を与えることになります。

地域医療ビジョンと 病床機能報告制度

社会保障政策では、都道府県に対して将来の医療受給を予測し必要な対策を講ずる「地域医療ビジョン」の策定を求めており、そのために都道府県内の病床を区分ごとに把握し適切な配分していく必要があります。そこで「病床機能報告制度」を導入し、4つの区分

(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)を各病院から都道府県に報告させ、目指す病床配分になるように誘導することになります。

診療報酬による経済誘導として、2012年度診療報酬改定では一般病床の入院基本料を見直しました。2014年度はさらに7:1看護の病床を減少させるための改定が行われ、今後も理想の配分になるまで誘導する改定が続けられることになります。しかし診療報酬による経済誘導の限界も指摘されており、新たな財政支援(補助金など)や都道府県の許認可権限を強化して病床再編を進めることも検討されています。

地域包括ケアシステムの構築

少子高齢化が進む中で看取りの患者が急増することが予想されています。しかし病院の病床数は増加しないため在

[表]プログラム法の主な内容(医療・介護関係)

分類	項目	概要	実施予定
医 療	70~74歳の窓口負担	1割負担から2割負担へ	2014年度から
	病床機能報告制度	各病院の病床区分を都道府県に報告	2014年度中
	地域医療ビジョンの策定	都道府県による地域の医療提供体制等の構築	2017年度までを目途
	高額療養費制度(負担上限額)	高所得者の負担を引き上げ低所得者の負担を引き下げる	2017年度までを目途
	医療法人制度	非営利ホールディング型医療法人の創設	2017年度までを目途
	国保の運営	国民健康保険の運営を市町村から都道府県へ移管	2017年度までを目途
	保険料算定に総報酬割を導入	健康保険組合の保険料を引き上げる	2017年度までを目途
介 護	保険料負担	高所得者の負担を引き上げ低所得者の負担を引き下げる	2017年度までを目途
	給付対象	症状が軽い「要支援者」を給付対象から外す	2017年度を目途
	自己負担	高所得者の自己負担を引き上げる	2017年度を目途
	特養の利用制限	特養は「要介護3,4,5」に限定	2017年度を目途
	保険料負担	低所得者の自己負担を引き下げる	2017年度を目途

宅医療の充実は必ず取り組まなければならぬ重要な政策となっています。そのため機能強化型在宅療養支援診療所(病院)について、看取りを含めた在宅医療の実績を評価する見直しが検討されています。また「回復期」病床は、在宅

患者の急変時の対応も担うなど在宅医療と介護を含めた地域包括ケアシステムがこれから医療の大きな柱になります。さらに大病院の外来抑制と主治医機能の強化も進められます。

これから政府が実施する社会保障政

策や医療政策の方向は明確に定まっています。医療機関の経営においてはその政策に合わせることも必要ですが、地域や患者さんから必要とされる医療を実施していくことが最も重要であると考えます。

教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置



1. 制度導入の背景・経緯

現在、家計資産の約6割を60歳以上の世代が保有している状況にあります。この割合は平成元年においては約3割であり、わずか20年の間に2倍になりました。経済を活性化するには、この資産をより早期に若い世代へ移転することが必要だといわれています。

こうした要請に応えるため、平成25年度税制改正においては、最も多く見られる祖父母から子・孫といった直系卑属間の贈与について一部税率を引き下げた他、贈与の活用を促す相続時精算課

税制度についても、その要件を緩和するなどの制度改革を講じたところです。

しかし、単に贈与を促すだけでは、預金口座の名義が祖父母から親・子に付け替わるだけに終わってしまう可能性があります。経済活性化を促すには、更にその先、贈与された資金が有効に使われることまでを視野に入れた税制措置を設ける必要があります。

このような問題意識から、平成25年の1月に策定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措

置」が盛り込まれ、平成25年度税制改正にて制度化されました。

教育資金が対象となった背景には、日本は高等教育を中心に私学の占める割合が高く、塾や習い事なども含めるとトータルとしての教育費用は多額にのぼり、子育てをしている若い世代の負担が重くなる傾向が挙げられます。また、日本の成長力・競争力強化の観点からは教育機会の充実・人材育成は極めて重要な課題です。

2. 本制度の内容

本制度は、平成25年4月1日から平成27年12月31までの間、祖父母等(直系尊属である贈与者)が孫等(受贈者)に対して、教育資金に充てるため一括して金銭を贈与し、孫等(受贈者)の名義で新たに新設された口座に預け入れされた場合、贈与税が非課税となるものです。従来は、その都度必要な範囲内で教育資金を贈与した場合、非課税扱いとされてきましたが、本制度により、まとまった金額を一括して贈与した場合も非課税となりました。

非課税となる教育資金の受贈者一人あたりの金額については、入学金や授業

料など学校等に対して直接支払われる金銭は最大1,500万円、学習塾の月謝など学校等以外に支払われる金銭は最大500万円(上記1,500万円の範囲内)が上限となります。[図表1]

贈与者となりうるのは受贈者の直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母)に限られ、受贈者は30歳未満であることが条件となります。複数の受贈者に贈与することも可能で、例えば3人の孫がいるケースでは、 $1,500\text{万円} \times 3\text{人} = 4,500\text{万円}$ の贈与が非課税となります。また、贈与後に贈与者が亡くなられた場合でも、贈与分は相続税の対象外となり、受贈者は30歳になるまで本人の教育資金として利用

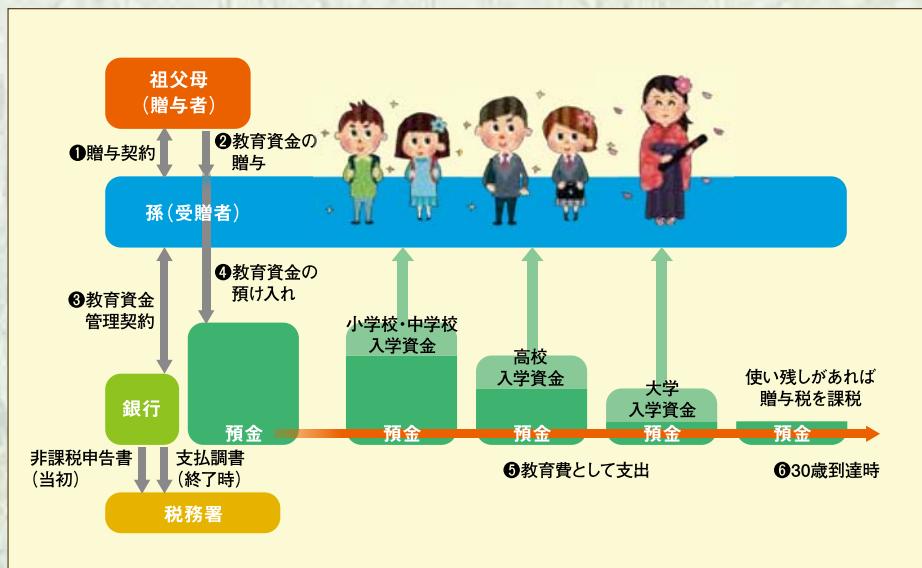
することができるのです。

贈与の手続きについて説明いたします。まず、本非課税措置に対応した預金等の商品を取扱う銀行にて専用口座を開設のうえ、贈与された金銭を預け入れます(当行も「ほくぎん教育資金贈与専用口座」の取扱をいたしております)。なお、専用口座の開設に先立ち、贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結していただく必要があります。専用口座の開設にあたっては、教育資金非課税申告書を取扱金融機関にご提出いただきます(国税庁ホームページ及び金融機関の店頭窓口で取得可能です)。非課税申告は、受贈者お一人につき一金融機関

[図表1]教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の概要

支払先	支払内容	最大非課税額
学校等	入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費	1,500万円
	修学旅行・遠足費	
	入学(園)試験の検定料	
	日本スポーツ振興センターの災害共済給付の共済掛金	
	PTA会費、学級会費・生徒会費、学校の寮費(学校等からの領収書等により確認ができる場合)など	
学校等 以外	給食費、学用品費など学校等における教育に伴って必要な費用など (学校等が費用を徴収し、業者等に支払う場合に限る)	500万円 上記 1,500万円の 範囲内
	学習塾、そろばん教室、水泳教室、ピアノ等文化芸術にかかる教室等に直接支払われる月謝等	
	上記に必要な物品購入(業者でなく、各施設に直接支払われるもの)	
※ 下宿代や留学の渡航費や滞在費は対象外		

[図表2]非課税申告の手続き



一店舗に限定されています。また、教育資金のお引き出しについては、学校等からの領収書等を取扱金融機関にご提出いただくことで可能となります。[図表2]

口座開設時の主な注意点は、以下の点が挙げられます。①専用口座に預け入れる前に支払われた教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。②預け入れた資金を減額することは出来ません（贈与金額累計額が1,500万円以内であれば、贈与契約書は都度必要となりますが追加入金は可能です）。③受贈者が30歳に到達した場合、口座残高は贈与税の対象となります。したがって、口座開設時には、教育資金の計画を立てたうえで契約することが必要と考えられます。

3. 相続税・贈与税の 税制改正動向と 教育資金非課税措置

平成25年度税制改正では、相続税及び贈与税に関して税率が改定され、平成27年1月1日以降適用されることになります。相続税は増税となり、直系尊属から直系卑属への贈与は減税の方向にあります。

相続税は、基礎控除額が4割縮小され、課税対象者が増加することが考えられます。同時に税率も改定されたことで、所有財産が大きくなるほど相続税は増加すると予想されます。[図表3]

一方で贈与税については、民主党政権時代から引き続いて基本的には減税の流れであり、特に直系尊属からの贈与に

については税率構造も改定されています。

このように、相続税は増税・贈与税は減税という税制の流れから、生前贈与を活用し相続税の負担を減らそうとする動きは活発化してきており、特に今回紹介した「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は注目されてきております。

なお、ここでは一般的な税務の紹介をいたしましたが、具体的な税務上の取り扱いについては、税理士・税務署にご相談・ご確認ください。

出典：財務省広報誌「ファイナンス」平成25年5月号

[図表3]相続税の基礎控除

	現 行	改 正 後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人 比例控除	1,000万円に法定相続 人数を乗じた金額	600万円に法定相続 人数を乗じた金額

会社概要

株式会社日医工医業経営研究所

社 名 株式会社日医工医業経営研究所(略称 日医工MPI)
Nichii-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd.

設 立 2011年9月1日

所在地 〒930-8583
富山県富山市総曲輪1丁目6番21号
TEL: (076) 442-1364
FAX: (076) 415-1600

株式会社北陸銀行

社 名 株式会社北陸銀行
THE HOKURIKU BANK, LTD.

設 立 1943年7月31日(創業1877年8月26日)

所在地 〒930-8637
富山県富山市堤町通り1-2-26
TEL: (076) 423-7111
FAX: (076) 423-7523